診断書 (精神障害者保健福祉手帳用)

氏 名	OH 05	ŧ.	明治・大正 3 6	E·昭和·平 年 5	 ² 成 月 7	日生	(49 歳	麦)	勇	· 女
住 所	OO県OC)市〇〇町 1 — 3	-					L.		
① 病名 (ICDコー	ドは、右の病名		高次脳	機能障害			Dコード	•	·	
	F00~F99、G40 いを、記載する)	(2) 従たる精神障害 (3) 身体合併症	なし		身体	IC 障害者手(Dコード 帳 (有 (無	`) 	級)
② 初診年月日	∃	主たる精神障害の初診年	月日	昭和・€	成 20	年	3 月	1 日		
		 診断書作成医療機関の初]診年月日	昭和・€	或 20	年	7 月	10	日	
及び治療の組 (推定発病年月、 発症状、治療の組	、発病状況、初 ^{径過、治療内容}	した。4か月後に自宅療養となり 月10日当院初診となった。その後 常生活の自立度に改善をみて退院 2度目の退院後、診断書を得て 庭生活も含め問題行動は少なくな	発症、動脈瘤クリ 、終日何もしない 食、再度、回復期 完した。 自立訓練事業所に なっている。	リッピング術写 い状態が続く- リハビリテー :週3回通所し	ー方で家族に ション病院に 、生活訓練を	暴言を吐くた 入院し、認知 実施。訓練に	などの問題行 ロリハビリ よる能力の	行動も目 テーショ)改善は	つようにな ンを実施し まだ不十分	より、平成20年7 ン、3か月後に日 ではあるが、家
などを記載する)		*器質性精神障害の((疾患名 該当する項目を○で囲む	くも膜下出血		、光延の原				3 月 1	
(2) 躁状態 1 行覚覚 1 幻幻神奮 (5) 1 精興合閉 (6) 1 情爆安及 (7) 不強その他 (8) てんかん	 運動抑制 2 対します は状と 2 種 を 要 を 要 を 要 を 要 を 要 を 要 を 要 を 要 を 要 を	3 拒絶 4 その他(化 3 意欲の減退 衝動行為 3 多動 2 強迫体験 3) んおよび意識障害)	数性 4 そ)	の他()) 5 チック 伏 4 1	解離・転打	奐症状)
(9) 精神作用 1 アルコア 1 利用 エ 現 和 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 知 記 学 習 行 汎 性 (11) 1 相 互 が は 11) 1 相 国 は	田物質の乱用及 1 ール 2 付 イ 体	せい剤 3 有機溶剤 残遺性・遅発性精神病) 使用 有・無(不使用の 主意の障害 ア 軽度 イ 中等 の記憶障害 (高次 イ 書き ウ 算数 注意障害 7 その他	4 その他 性障害(状態 場合、その期 等度 ウ	像を該当 ¹ 間 度 療) 他 (年 ,	すること 月 から) i・無、等)	

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

記憶障害:自分で作成したメモを見ることで、大きな支障なく生活することができ、軽度。

注意障害:伝票の引き写しは行をとばしても気付かないなどのミスが多く、すぐに疲れる。中等度。

遂行機能障害:他人に促されないと自分ではその日に何をするべきか決められず、無為に過ごす状態が続く。中等度

情動及び行動:暴言を吐くことが1か月に1度ある程度で軽度。

画像診断の所見は症状を説明できる器質性病変である。

· 検査所見: 検査名、検査結果、検査時期

平成21年3月時点頭部MRI:両側前頭葉に梗塞巣を認め、側脳室及び第三脳室の軽度拡大を認めた。

神経心理学的検査: WAIS-Ⅲ(F105、V103、P107)、三宅式(有関係9-9-10、無関係3-7-9)、

REYの図形直後再生26.5/36、RBMT (プロフィール点17/24、スケリーニング 点7/12) 、PASAT49/60

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境

入院・入所(施設名)・在宅(ア 単身・(イ家族等と同居)・その他(

2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを〇で囲む)

(1) 適切な食事摂取

自発的にできる・ 自発的にできるが援助が必要・ 援助があればできる・ できない

(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活

自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3)金銭管理と買物

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(4)通院と服薬(要)不要)

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(5)他人との意思伝達・対人関係

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(6) 身辺の安全保持・危機対応

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる)・ できない

(7) 社会的手続や公共施設の利用

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる)・ できない

(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ (援助があればできる)・ できない

3 日常生活能力の程度

(該当する番号を選んで、どれか一つを〇で囲む)

- (1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
- ③)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
- (4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
- (5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

日常生活では衣食の最低限のことのみ自立しているが、入浴は勧める必要がある。服薬は自分では規則的にできず、薬剤管理もできない。金銭感覚に欠け、あればあるだけ使ってしまう傾向にあり、キャッシュカードは持たせられない。家族の見守りを必要とする局面がしばしばある。自立訓練事業所では作業効率が悪いだけでなく、自暴自棄になったり他者とトラブルがたまにある。まとまった作業をするためには職員の支援が常に必要である。

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

(障害者自立支援法に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)、居宅介護 (ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス等、訪問指導、生活保護の有無等)

自立訓練(生活訓練)事業所に週3回通所し、調理実習、手工芸(皮細工)などの活動に参加している。

9 備考

本人は、就労移行支援事業所利用を経て、障害者就業・生活支援センターの支援を受けながらの就労を現時点での目標としている。

上記のとおり、診断します。

平成〇〇年〇月〇日

医療機関の名称 〇〇総合病院

医療機関所在地 〇〇県〇〇市〇〇町2-2

電話番号 000-000-0000

診療担当科名 精神科

医師氏名(自署又は記名捺印) ○木 ○美